

## 会社概要

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 設立       | 1948年6月1日<br>(前身の小田原急行鉄道は1923年5月1日設立) |
| 本社事務所    | 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号                      |
| 資本金      | 603億5千9百万円                            |
| 発行済株式の総数 | 368,497,717株                          |
| 株主数      | 53,208名 (前期末比 1,283名増)                |
| 事業内容     | 鉄道事業、不動産業、その他事業                       |
| 従業員数     | 3,760名                                |

## 株主メモ

|                     |   |
|---------------------|---|
| 決算期                 | 3月31日   |
| 定時株主総会              | 6月下旬  |
| 同総会議決権行使株主確定日       | 3月31日   |
| 配当金受領株主確定日          | 期末配当金 3月31日<br>中間配当金 9月30日  |
| 株主名簿管理人<br>特別口座管理機関 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社   |
| 事務取扱場所              | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  |
| 郵便物送付先              | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部   |
| 電話お問い合わせ先           | 電話0120-782-031 (フリーダイヤル)  |
| 公告の方法               | 電子公告により行う。  |
| ホームページアドレス          | <a href="http://www.odakyu.jp/ir/koukoku/index.html">http://www.odakyu.jp/ir/koukoku/index.html</a> |

## 役員

|               |        |       |       |
|---------------|--------|-------|-------|
| 代表取締役<br>執行役員 | 山木 利満  | 常勤監査役 | 高原 俊二 |
| 代表取締役<br>執行役員 | 星野 晃司  | 常勤監査役 | 石井 良雄 |
| 代表取締役<br>執行役員 | 小川 三木夫 | 監査役   | 宇野 郁夫 |
| 常務取締役<br>執行役員 | 金子 一郎  | 監査役   | 深澤 武久 |
| 常務取締役<br>執行役員 | 下岡 祥彦  | 監査役   | 伊東 正孝 |
| 常務取締役<br>執行役員 | 山本 俊郎  |       |       |
| 取締役相談役        | 大須賀 頼彦 | 執行役員  | 黒田 聡  |
| 取締役<br>執行役員   | 荒川 勇   | 執行役員  | 立山 昭憲 |
| 取締役<br>執行役員   | 五十嵐 秀  | 執行役員  | 岩崎 佳之 |
| 取締役           | 森田 富治郎 | 執行役員  | 水上 秀博 |
| 取締役           | 野間口 有  | 執行役員  | 鈴木 滋  |
| 取締役           | 中山 弘子  |       |       |
| 取締役           | 小柳 淳   |       |       |
| 取締役           | 抱山 洋之  |       |       |
| 取締役           | 端山 貴史  |       |       |

## 株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

### 1 マイナンバー制度とは

マイナンバー制度(※)とは、国民一人ひとりにマイナンバーを配布し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基盤です。

(※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)

### 2 株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書に株主さまのマイナンバーを記載し、税務署に提出いたします。

#### 主な 支払調書

- 配当金に関する支払調書
- 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

### 3 マイナンバー制度に関する株主さまへのお願い

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。このため、株主さまから、お取引の証券会社または三井住友信託銀行へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

#### マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 証券会社の口座にて株式を<br>管理されている株主さま | 証券会社とのお取引がない株主さま   |
| お取引の証券会社まで<br>お問い合わせください。   | 下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。<br>三井住友信託銀行 証券代行部<br>フリーダイヤル 0120-782-031 |

#### マイナンバーの保護措置・利用範囲・ご提供について

- マイナンバーの取扱いは、法律により厳格な保護措置が設けられております。
- マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策の行政手続に関する事務に限定されております。
- 社会保障・税・災害対策に関する事務に限定して、マイナンバーのご提供をお願いすることが可能となっております。